

平成29年度 第4回
高野町農業委員会 定例会

議 事 録

平成29年8月21日開催
(公開用)

高野町農業委員会

平成29年度 第4回 高野町農業委員会 定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

開催日時 平成29年8月21日（月）

●開会時刻 午前10時00分開会

●開催場所 高野町役場 2階 大会議室

●出席委員 2番 井阪 晴美 3番 梶谷 廣美 5番 西辻 政親
6番 森脇 伸宜 7番 下名迫 勝實 8番 上田 静可
9番 柳 葵

以上7名出席

●欠席委員 1番 井阪 征郎 4番 井手上 治己

以上2名欠席

●事務局員 事務局長 中尾司
事務局員 辻本香織 岡本多賀子

●関係者

●議事事項 議案第10号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

議案第11号 農地法第2条非農地証明交付申請の承認について

議案第12号 高野町農業委員会規則の一部改正について

議案第13号 高野町農業委員会会議規則の一部改正について

報告第3号 平成29年度農業委員及び農地利用最適化推進委員等研修会について

●議事内容 次のとおり

*****午前10時00分 開会*****

事務局（辻本香織）

おはようございます。定刻となりましたので平成29年度第4回高野町農業委員会定例会を開催いたします。

さて、本委員会ですが、本日出席委員7名、欠席2名でございます。高野町農業委員会会議規則第9条による規定数を超過しておりますので、本日の本委員会は成立しておりますので、御報告いたします。欠席委員は1番、井阪征郎委員と、4番、井手上治己委員でございます。

それでは、事務局長より御挨拶いたします。

事務局長

皆さん、おはようございます。お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。夏らしい天気になってきましたけど、前回の台風では富貴地区で1件だけ農地災害あって、ほかは大した被害もなくよかったです。何とかこのまま台風も少ない年になってほしいなと思うところでございます。

本日の案件は、議案が4件、報告が1件でございます。慎重な御審議をよろしく願いいたします。

事務局（辻本香織）

続きまして、高野町農業委員会会議規則第28条に基づく議事録署名委員を事前に議長より御指名いただいております。

本日の署名委員は、2番、井阪晴美委員、3番、梶谷委員にお願いいたします。

続きまして、議長の選出について、高野町農業委員会会議規則第8条により当委員会の会長となっておりますので、柳会長よろしく願いいたします。

議長

それでは改めておはようございます。お盆も終わりました、これから農作業がだんだん忙しくなると思います。健康には十分に気をつけてやっていただきたらと思います。まだまだこれから暑くなるそうです。十分気をつけてやってください。

それでは次第に沿って行います。

議案第10号、「引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」事務局より説明お願いいたします。

事務局（辻本香織）

議案第10号、「引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」租税特別措置法第70条の4第1項の規定の適用の申請について委員会の承認を求める。平成29年8月21日提出、高

野町農業委員会会長、柳 葵。

この案件につきましては、5月17日に開催されました第2回定例会におきまして、申請農地16筆のうち4筆のみ耕作しており、5筆は草刈りなどの自己保全ができており、残り7筆につきましては草刈りなどの保安全管理もされていない耕作放棄地となっておりますので、引き続き農業経営を行っている旨の証明書の交付はできないという審議をいただいた案件でございます。

その審議結果を5月26日付で申請者に通知いたしました。よってこの案件につきましては確定されたと思っていたのですが、再度申請者より草刈りの自己保全をしましたという旨の連絡があり、新たに7月12日に申請が提出されました。

この案件につきましては、第2回定例会の事務局の説明時に引き続き納税猶予を受けるためには、3年ごとに農業経営をしているという証明書が必要であるにもかかわらず、平成26年には理由がわかりませんが申請が出ていなかったとお伝えしました。

なぜわからなかったかといいますと、4月3日に申請が出されたときに、税務署に納税猶予を受けるには3年ごとの申請が必要で、3年前の平成26年の申請が出されていないので今回申請が出たのはなぜか。猶予が打ち切られていないのはなぜかと尋ねたところ、どのようないきさつで猶予が続けられていたのか現担当者もわからないということでしたので、皆さんにはっきりした理由をお伝えできませんでした。

第2回定例会開催後、高野町農業委員会では3年ごとの申請がなされていなかったことで交付できないことと、農地の確認ができない非農地があるので、引き続き農業経営を行っている旨の証明書は交付できないということになりましたと税務署にお伝えいたしました。

その後、7月12日に再度2筆を除外して申請者から交付願が提出されたので、税務署にどのようなわけで今回申請が出たのかと聞いたところ、3年ごとの申請が必要なのに猶予が打ち切られていなかったことについては、現担当者もわからないと伝えましたが、その後前任者に確認したところ、前回の平成26年は申請者の体調不良により農業ができないということを口頭で聞き、申請を受理し、引き続き納税猶予を行ったということでした。

しかし、農業委員会といたしましては、引き続きの経営を行っている旨の証明願が出ていなかったことで打ち切られたと判断していたと伝えたところ、納税猶予を打ち切ったときには必ず贈与税の納税猶予対象者に関する通知というのを送付するので、届いていないということは打ち切られていないと判断してほしいと言われました。

農業経営を行っているかどうかの判断をしていないのにそれでもいいのかと尋ねたところ、原則は必ず提出してもらうのですが、状況によってはない場合でも認めているので、前回平成26年はこのケースになったとのことです。

そこで、今回7月12日に提出されました証明願につきまして説明させていただきます。前は16筆でしたが、今回は2筆を除外し14筆の申請となっております。申請地を除外してもいいのかということに関しましては、申請農地全体の2割以内なら除外しても引き続き納税猶予を受けられますとなっております。でも、申請から除外した農地につきましては、納税猶予期間をさかのぼり税金を納めなければなりませんという決まりとなっております。前回の申請農地全体が8,819平米あり、その2割は1,763.8平米ですので、今回の除外の農地は580平米です。よって2割以内ですので問題はないかと思われま

まず、4ページの申請されました農地の一覧をご覧ください。1番、7番、8番、10番、14番の長通の4筆の農地につきましては、前回耕作放棄地となっていた農地です。

今回、1番につきましては2番の農地の続きということです。よって、2番の農地は保全管理がされていたので、1番につきましても保全管理が認められます。

次に、7番、8番、10番の藤ノ本の3筆につきましては、草刈りをし、保全管理をしたということでございます。

次に、14番につきましては13番の農地の続きとなっていて、たばこの乾燥小屋の前の農地ということですので南天が植わっております。

これらの農地につきましては、井阪晴美委員に現地調査を行っていただき、確認をしていただきました。後に井阪晴美委員から調査報告をしていただきます。

また、一覧表の下の部分にあります5番、11番の2筆につきましては、今回は申請から省くということでございます。理由につきましては、5番は倉庫が建っている、11番は山林になっているので申請から除外するということです。

地図につきましては、5、6ページに添付しております。また、現地確認状況の写真につきましては、7ページ以降に添付しております。

7ページのナンバー1から、12ページのナンバー8までは、前回、前委員であります尾家委員と井阪晴美委員に行ってくださいました確認状況写真を載せていますが、事務局で、草は少し伸びていますが自己保全がされていると確認しております。

12ページのナンバー9と13ページのナンバー10につま

しては、改めて井阪晴美委員に確認していただいた時のものです。よって御審議よろしくお願いいいたします。以上でございます。

議長

ありがとうございました。

続きまして、井阪晴美委員より現地調査の報告をお願いいたします。

井阪(晴)委員

2番、井阪です。本案件について平成29年7月13日に事務局の辻本係長とともに現地調査を行いました。申請地にあつては、前回5月11日に前委員の尾家委員とともに現地調査をさせていただきました。そのときには草刈りなどの保安全管理がなされていませんでしたが、今回現地調査をしたところ、草刈りの保安全管理ができておりましたので、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について問題ないと判断しています。以上で報告を終わります。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局並びに各委員さんの説明ありましたが、御意見、御質問などございませんか。

井阪(晴)委員

2番、井阪です。きれいに刈られておられましたし、周りの畑は、他の人のですが、荒れた状態でしたが、その中できれいに管理されていたと思います。

議長

ありがとうございます。ほかにないですか。

御意見がないようですので、議案第10号について「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付できる」とします。

続きまして、議案第11号、「農地法第2条の非農地証明交付申請の承認について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局（辻本香織）

議案第11号、「農地法第2条非農地証明交付申請の承認について」別添の農地につき、農地法第2号農地でない旨の証明願があつたので審議願いたい。平成29年8月21日提出、高野町農業委員会会長、柳 葵。

農地法第2条非農地証明交付申請の承認について、15ページに承認についての詳細。16ページに確認書、17、18ページに現地の写真と地図を添付しております。今回の申請は2件でございます。

農地の所在は・・・・・・で登記簿は田、現況地目は山林、農振区分、農振農地地内、面積は178平米。

2つ目は所在、・・・・・・で、場所につきましては先ほどの・・・・・・

の続きになります。登記簿は田、現況地目は山林、農振区分、農振農用地内、面積は2,833平米。申請者の住所、氏名は.....、.....氏。現地は昭和60年代ごろに植林をしたため、樹林が大きくなり、周りが山林になっています。

以上について、現地確認及び書類審査いたしました結果、申請に必要な書類は全て添付されており、農地法第2条の非農地証明の承認について承認相当と判断いたしましたので御審議願います。

議長

ありがとうございました。

続きまして、井阪晴美委員より現地調査の報告をお願いいたします。

井坂（晴）委員

2番、井阪です。この案件について、平成29年8月14日に事務局の辻本係長とともに現地調査を行いました。申請地にあつては昭和60年ごろ、米づくりの後継者もなく、所有者の高齢化により米づくりが困難になり植林をしたので、農地法第2条の申請に至りました。現地において、農地法第2条の農地でない旨の証明について問題ないと判断しています。以上で報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

この件について、事務局からいろいろありましたけども、ほかに何か御質問ございませんか。

井坂（晴）委員

2番、井阪です。周りは全部山みたいになっていまして、昔はあの辺全部田んぼでした。順番に全部山にしていって、.....さんはまだ私が富貴に来たころには、トウキをつくっていました。でも高齢になってきたので山にしたと思います。今は、きれいに全部大きくなって、何も影響ないし、みんな山になっています。

議長

わかりました。

何か御質問ありませんか。

御意見がないようですので、議案第11号について原案どおり「可決」したいと思います。ありがとうございました。

続きまして、議案第12号、「高野町農業委員会規則の一部改正について」事務局より説明お願いいたします。

事務局（辻本香織）

議案第12号、「高野町農業委員会規則の一部改正について」別添のとおり、高野町農業委員会規則の一部を改正したいので承認を求める。平成29年8月21日提出、高野町農業委員会会長、

柳 葵。

農業委員会規則は、前回7月20日開催の第3回定例会議案第9号において審議され、皆さんに御承認いただきましたが、交付をする前に不備が見つかりまして、大変申しわけありませんが、前回の議案につきましては白紙にさせていただきたく、御迷惑をおかけして申しわけありませんが、改めまして御審議よろしくお願ひいたします。

前回、第8条、委員会でいう選挙の方法、手続については別に定めるを削除するとお伝えし、承認されましたが、農業委員会選挙事務取扱規則が残ってしまっていて、削除をすると例えば会長や職務代理者が2名以上立候補したときの選挙になります。そのときに選挙に関する手続がないというようになってしまいますので、今回削除を取りやめております。

また、推進委員を加えなければならない箇所や、推進委員に係る箇所の追加などが新たに見つかりまして、改めて一部を改正したいので承認を求めるものです。

20から23ページに改正文、新旧対照表、25ページに改正後の案を添付しておりますのでご覧ください。なお、この規則は交付の日から施行し、平成29年7月20日から適用するとさせていただきます。以上でございます。

議長

ありがとうございました。第12号議案について何か御質問などございませんか。

ないですか。ないようですので、議案どおり「同意」されました。

続きまして、議案第13号、「高野町農業委員会会議規則の一部改正について」事務局より説明お願ひいたします。

事務局（辻本香織）

議案第13号、「高野町農業委員会会議規則の一部改正について」別添のとおり、高野町農業委員会会議規則の一部を改正したいので承認を求める。平成29年8月21日提出、高野町農業委員会会長、柳 葵。

高野町農業委員会会議規則の一部改正につきまして、推進委員を加えるなど、会議規則の一部改正が生じたためです。30ページに改正文、32ページに新旧対照表、38ページに改正後の案を添付しておりますのでごらんください。

なお、この規則は交付の日から施行し、平成29年7月20日から適用するとさせていただきます。以上でございます。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局より説明ありました

が、御意見などはございませんか。改正なので、ゆっくりお読みいただきたいと思います。

ほかにないですか。何か聞きたいことございませんか。ないようなので、議案第13号は議案どおり「同意」されました。

続きまして、報告第3号、「平成29年度農業委員及び農地利用最適化推進委員等研修会について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局（辻本香織）

報告第3号、「平成29年度農業委員及び農地利用最適化推進委員等研修会について」和歌山県農業会議事務局長より、平成29年度農業委員及び農地利用最適化推進委員等研修会の開催について通知があったので報告する。平成29年8月21日提出、高野町農業委員会会長、柳 葵。

この研修ですが、前回第3回定例会において9月11日（月）の開催とお知らせしましたが、農業会議のほうから開催場所が見つからなかった、また幾つかの農業委員会から日程調整がつかないなどという意見があり、11日を1日（金）に変更するという通知が届きました。日程は9月1日（金）場所はかつらぎ町のかつらぎ総合文化会館です。2年前の平成27年度に開催されたところで、かつらぎ町役場の裏にあります。時間は13時30分から16時までとなっております。この研修でございますが、毎年行っているものでございます。

本年度の開催要領につきまして、46ページをご覧ください。

目的といたしまして、新たに農業委員や推進委員が加わり、新しい組織活動が本格的にスタートし、今後目に見える成果が求められている中で、本研修会は新任委員に向けた農地制度や農業委員会業務の基礎的な事項について改めて研さんを行うとともに、新体制のもとでの農業委員と推進委員の役割、農地中間管理機構との連携などについてそれぞれの地域で具体的にどのように取り組むか、その体制や指針づくりのための契機とすること。

研修課題は農地制度の概要、農地中間管理事業等について、農業委員会業務と農地中間管理事業等の活用について、農業者年金制度についてです。基本は全員参加してほしいというのが事務局の意向でございますが、何分日も迫っております日程等の都合がつかない場合や、やむを得ず欠席という方もおられると思いますので、事務局まで出欠を御報告いただけたらと思います。

なお、当日はかつらぎ町ということもありまして、現地集合、現地解散をお願いいたします。当日の日当につきましては支給を行いますのでよろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。今の研修ですけど、これ個人個人行って、その時間内に行ったらいいということですね。今、出席欠席言いますか。

事務局(辻本香織) もしわかっていましたら、言っていただけたらありがたいです。日も迫っておりますので、できましたら今週中にお返事がいただけたらありがたいと思います。

議長 わかりました。なるべく参加して下さい。全員参加は無理かと思いますが、よろしくお願いします。
以上できょうの審議は終わりました。
ほかに何か御意見。 皆さんありませんか。
事務局お願いします。

事務局(辻本香織) 新しく委員になられた委員さんにお知らせします。全国農業会議から発行されております農業新聞を皆さん購読していただいております。また新しい委員さんにも購読よろしくお願ひしたいと思ひますので、申請のほうよろしくお願ひいたします。申し込みのほうは緑色の申込書になっておりますので、よろしくお願ひいたします。

それと、委員の報酬などまた日当のお支払いなどがありますので、振り込み先の通帳番号教えて下さい。よろしくお願ひいたします。

あとは皆さんにお配りしております「地域の人と農地の問題を解決しませんか」という青い冊子と、「農業委員会業務必携」というのをお配りしておりますので、また今後の活動に役立てていただければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それと、農地パトロールですが、皆さん暑い中行っていただきましてありがとうございます。暑さも厳しいので、体調管理を十分しながらよろしくお願ひしたいと思ひます。調査結果が出ましたら、できたところからでも構いませんので、報告していただけたらと思ひます。9月の定例会を研修に合わせて、9月11日になると、お伝えしましたが、11日よりちょっと遅くなるかもしれませんが、それまでによろしくお願ひします。以上です。

議長 ありがとうございます。
ほかに、ありませんか。

森脇委員 6番、森脇ですけども、先ほど言われた新聞の件なんやけども、ここに書いて、どこへ申し込みをするんですか。

事務局（辻本香織） 事務局へ申し込んでください。

森脇委員 持って行ったらよろしいですか。

事務局（辻本香織） はい。

議長 次は、9月11日よりちょっとずれますね。

事務局（辻本香織） 早くなることはないと思います。遅くなるかもしれません。

議長 そのときに農地パトロールを提出したらよろしいですか。

事務局（辻本香織） はい。早目に皆さんに日にちが決まりましたらお知らせしたい
と思います。

議長 お願いします。
いいですか。ほかにないですか。
ないようですので、本日の農業委員会を終了させていただきたい
と思います。どうもありがとうございました。

*****午前10時31分 閉会*****

この会議録は、高野町農業委員会事務局で作成したものであるが、その内容の正当なこ
とを証するため、ここに署名する。

平成29年9月10日

会 長 _____

署名委員 2番 _____

署名委員 3番 _____

※署名については、別紙原本にて行っています。

※この議事録は公開用に作成している為、個人情報に配慮し公開しています。